

欧州連合（EU）の新たな動物用医薬品規則

1. 背景

EUは、薬剤耐性菌への対応強化のため、**畜水産物生産における抗菌剤の使用**（①成長促進目的での抗菌剤、②人医療用とすべき抗菌剤）を**禁止**する動物医薬品規則（(EU)2019/6）を2022年1月に施行しました。本規則は**EU域内に輸入される畜水産物にも適用**されます。

先般、②の人医療用とすべき**抗菌剤のリストが公表**され、我が国では**牛、水産動物で承認**されている**ホスホマイシンが対象**となっています。本規則が第三国に適用される**時期はまだ未定**ですが、EU向けに**輸出が想定される牛肉**については、**ホスホマイシンの使用を控える**必要があります。

2. 現在、牛で用いられているホスホマイシン製剤（以下の表のとおり）

品名	メーカー名	適応症	投与経路
動物用ホスミシンS（静注用）	明治アニマルヘルス	パスツレラ肺炎	静脈内注射
ホスミシン細粒40%	明治アニマルヘルス	大腸菌性下痢、サルモネラ症	飲水添加、飼料添加
ホスホマイシン注「フジタ」	フジタ製薬	パスツレラ肺炎	静脈内注射

3. 代替薬の検討

2. のホスホマイシン製剤については、同じ適応症を有する製剤が他に
あることから、使用に当たり、よく獣医師と相談されるようお願いいたします。

（参考）ホスホマイシン製剤と同じ適応症をもつ製剤の一例

動物医薬品等データベース
で検索できます

→



系統	適応症	投与経路
サルファ剤	牛：細菌性腎盂腎炎、子宮内膜炎、コクシジウム病、乳房炎	皮下注射
ペニシリン製剤	牛：パスツレラ肺炎	筋肉内注射、静脈内注射
テトラサイクリン製剤	有効菌種：パスツレラなど、牛：肺炎、細菌性下痢症	飲水添加、飼料添加